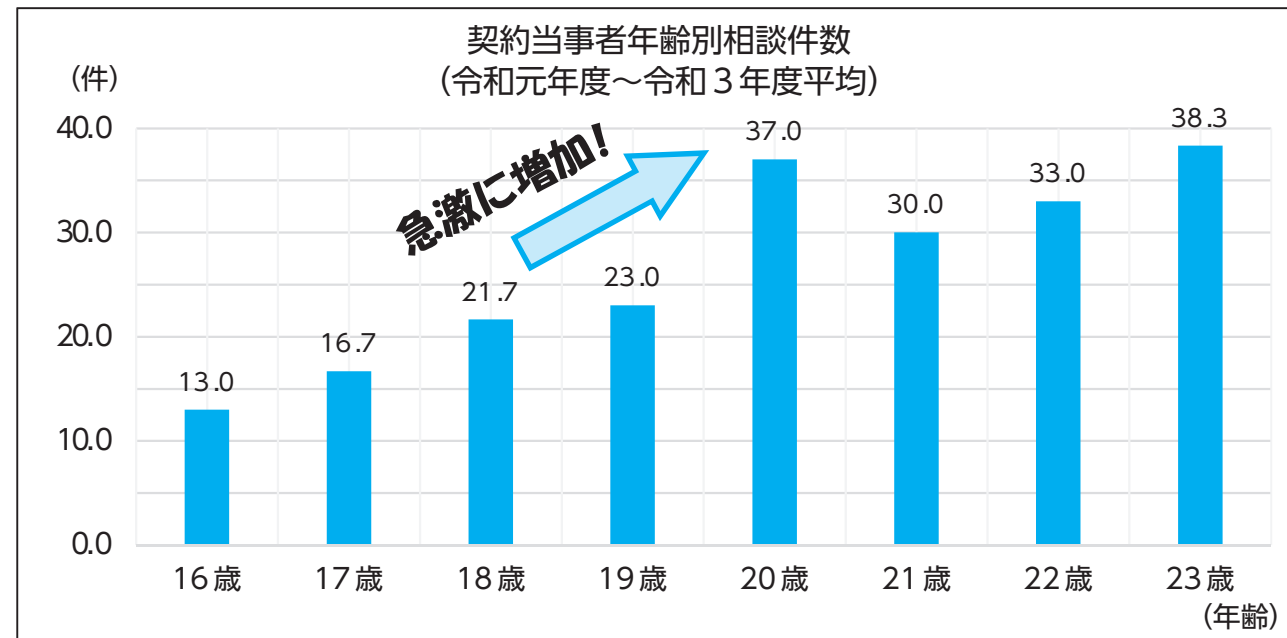


18歳・19歳がねられる!?

近年の相談件数のデータによると、成人になりたての若者の相談件数は、未成年者と比べて急激に増えています。これは契約に関する知識や経験が乏しいことや未成年者契約取消権を使えないことが背景にあると考えられます。

成年年齢が引き下げられたことにより18歳・19歳は注意が必要です。消費者トラブルにあったら、消費生活相談窓口にご相談ください。



※県消費生活センターと大島消費生活相談所の相談件数より

消費生活相談員資格試験の案内

消費生活相談員は、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの相談を受け付け、中立・公正な立場で解決に向けたアドバイス等を行う専門職です。

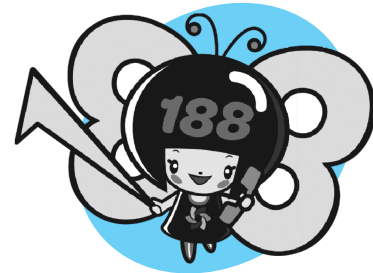
鹿児島県でも消費生活相談員が消費生活センターや消費生活相談窓口で活躍しています。

- 1次試験：10月15日(土) 全国22都市で実施
- 申込受付期間：令和4年6月20日(月)～令和4年8月1日(月)
- お問い合わせ先：独立行政法人国民生活センター(資格制度室)
 - ・ TEL：03-3443-7855
 - ・ ホームページ
<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

消費者トラブルで困ったら
“すぐ電話。まず相談。”

“「消費者ホットライン」”
い や や!
188

困ったときは、一人で悩まずに、
ご相談ください! 県や市町村が設
置している身近な消費生活相談
窓口を御案内します。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤヤン

発行

鹿児島県男女共同参画局消費者行政推進室
鹿児島県消費生活センター
鹿児島県ホームページ

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 ☎099-286-2521
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番203号 ☎099-224-0999
<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html>

マイライフがごしま

くらしの情報
2022.7

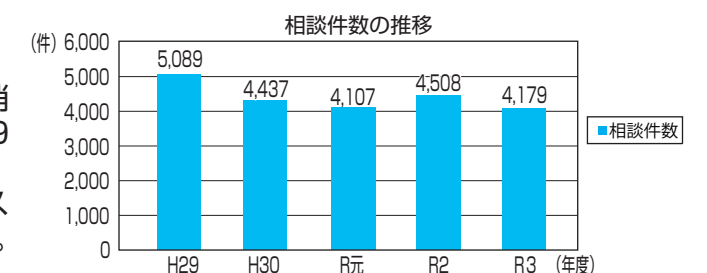
目次

令和3年度消費生活相談の概要	1ページ
「簡単に稼げる」に要注意! 副業サイト～令和3年相談事例より	2ページ
最終確認画面での確認が大切! ～インターネット通信販売	2ページ
県消費生活センターが開設して50年が経ちました!	3ページ
18歳・19歳がねられる!?	4ページ
消費生活相談員資格試験の案内	4ページ
消費者トラブルで困ったら “すぐ電話。まず相談。” 「消費者ホットライン」188	4ページ

令和3年度消費生活相談の概要

1 相談件数

令和3年度に県消費生活センターと大島消費生活相談所に寄せられた相談件数は4,179件で、前年度に比べ、329件減少しました。
令和2年度に急増した新型コロナウイルス感染症関連の相談の減少が要因と思われます。



2 相談の多い商品・役務

(単位: 件)

商品・役務名	R3	相談の主な内容
①商品一般	450	電話会社等をかたる不審なメール、宅配業者を装った不在通知メールなど
②教養・娯楽サービス	343	有料アダルトサイト、出会い系サイト、オンラインゲームの高額請求など
③運輸・通信サービス	342	光回線の勧誘、アナログ戻し及びサポート契約の勧誘など
④食料品	332	サプリメントや健康食品等の定期購入、海産物の電話勧誘など
⑤保健衛生品	328	化粧品やシャンプー等の定期購入など

3 相談の特徴

- ・ 副業サイトに関する相談が増加
(相談事例を次ページに掲載しています。)
R2：78件 → R3：123件
- ・ 偽通販サイトでの商品購入トラブルの相談が増加
R2：30件 → R3：71件
- ・ 通信販売における購入トラブルの相談が複雑化
R2：307件 → R3：337件
※ 消費者が意図しない別の契約に誘導されていたなど、
新たな手口が発生、複雑化している。
- ・ 屋根・外壁塗装工事の訪問販売トラブルの相談が増加
R2：62件 → R3：80件

令和4年度になっても
副業や偽通販サイトなどの
相談が寄せられているよ。



©鹿児島県ぐりぶー

★詳しくは県ホームページをご覧ください。 鹿児島県 令和3年度消費生活相談概要

検索

「簡単に稼げる」に注意！副業サイト～令和3年度相談事例より

1. 相談事例

「簡単な作業で稼げる」というSNSの広告を見て、マニュアル費用として2万円を支払った。

その後、電話で「確実に稼ぐため」と高額なサポート契約を勧誘された。



2. アドバイス

副業サイトについては、若者を中心に多くの相談が寄せられています。

最近、「お金がなければ借金すればいい。稼いですぐ返せる。」と後から高額なサポート契約を勧誘されるケースが多いようです。しかし、簡単に稼げることもなく、借金だけが残ることになります。

- 「簡単に稼げる」や「簡単な作業でOK!」は、トラブルの入口です。
安易にアクセスしないようにしましょう。
- 後から高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、**きっぱりと契約を断りましょう。**



最終確認画面の確認が大切！～インターネット通信販売

特定商取引法の改正により、令和4年6月1日から、事業者に対し、取引における基本的な事項について、**最終確認画面(※)**で明確に表示することが義務づけられました。

申し込みの際、最終確認画面で、取引条件や解約条件などしっかり確認し、その画面を保存するようにしましょう。

令和4年6月1日以降の契約については、事業者の表示義務違反により誤認して申し込みをした場合は、**契約を取り消せる可能性があります。**トラブルになったら消費生活相談窓口にご相談ください。

(※) 最終的に申し込みを確定するボタンがある画面

最終確認画面



スクショ
しておこうっと!



県消費生活センターが開設して50年経ちました! これからもよろしくお願いします。

鹿児島県消費生活センターは、昭和47(1972)年7月、県民の消費生活の安定と向上を目指して開設され、今年で50周年を迎えました。施設は平成23年1月に、現在地(鹿児島市新屋敷町)の県住宅供給公社ビルに移転しています。

開設以来、消費生活に関する相談や知識の普及・啓発等を通じて、消費者利益の擁護に努めてまいりましたが、この50年で、消費者を取り巻く環境は、高齢化・単身世帯の増加、デジタル化の進展など大きく変化してきました。インターネットの普及や決済手段の多様化により消費者の利便性は向上しましたが、一方で、新たな種類の消費者トラブルも発生し、多様化・複雑化した消費者問題への対応が求められています。

当センターは、県内各地の消費生活相談窓口など関係機関と連携を図り、これからも県民の皆様に信頼され、利用されるセンターとしてお役に立ちたいと考えておりますので、皆様の温かい御支援と御協力をお願い申し上げます。

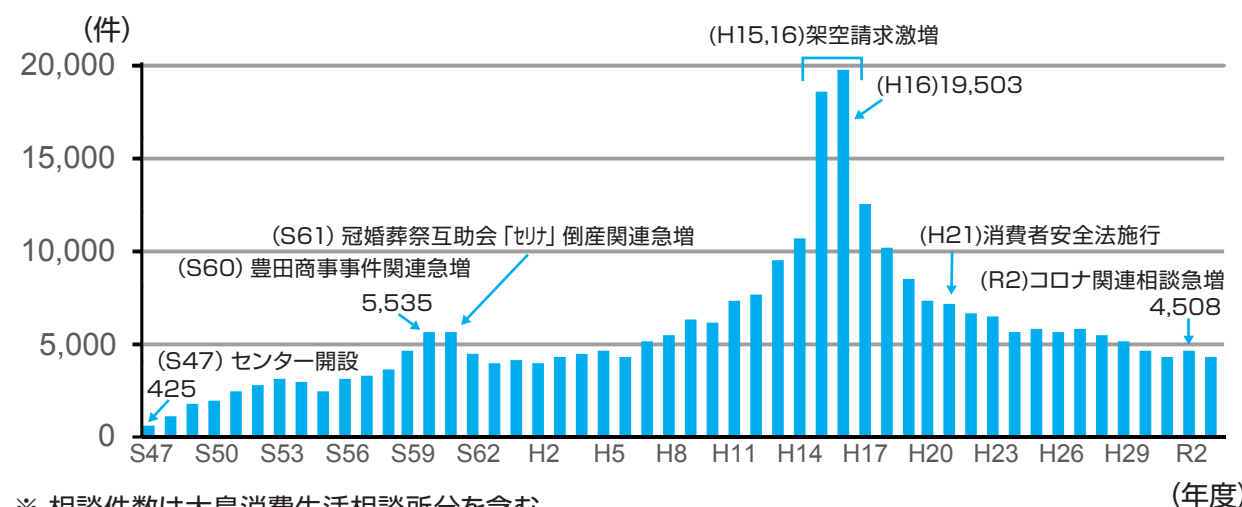
鹿児島県消費生活センター所長
竹井 浩子



消費生活相談の変遷

令和3年度までに県に寄せられた消費生活相談件数は、28万件余りとなっています。平成16年度には、架空請求の相談が激増し、19,503件の相談が寄せられましたが、平成21年に消費者安全法が施行され、市町村消費生活相談窓口が整備されたこともあり、近年は年4,500件程度で推移しています。

相談内容は、開設当時、安全衛生や品質機能に関する相談が多い傾向にありましたが、現在は、契約・解約に関する相談が7割を超えており、デジタル化の進展や電子商取引の拡大に伴いその内容は複雑化しています。



※ 相談件数は大島消費生活相談所分を含む